

《被扶養者として認められる要件》

No	要件	備考
1	主として被保険者の収入によって生計が維持されていること。	●「家族の範囲」の親族であること。
2	<p>【収入のある認定対象者の収入】</p> <p>①年間収入：130 万円未満（月額108,334 円未満。） ※60 歳以上 75 歳未満または障害年金受給者の場合は 180 万円未満（月額150,000 円未満）</p> <p>②かつ、被保険者と同居の場合、被保険者の年収の 2 分の1未満であること。 ※被保険者と別居の場合は、No5 参照</p> <p>【収入とは】</p> <p>給与、事業収入、各種年金（老齢・遺族・障害・企業・共済等）、不動産（土地・建物・駐車場等）賃貸料収入、利子収入、株式等複数回転売買った収入、株式の配当金収入など、全てを含む。</p>	<p>●給与収入の場合は税控除前の総収入をさし、非課税の通勤手当も含める。</p> <p>●年度の途中で退職した場合、退職までに 130 万円(60 歳以上 180 万円)以上の給与収入があっても、事由発生日時点から将来にわたっての1年間に見込まれる収入が左記の年間収入未満であることが確認できれば認定可。</p> <p>●年度の途中でパート、アルバイトなどを開始した場合、月額×12 で年収を推計し、年間収入見込が130 万円(60 歳以上 180 万円)を超える場合は、パート、アルバイトなどを開始した時点で扶養から外れます。※</p> <p>●雇用保険(失業給付)の受給が開始し、基本手当日額 3,612 円(60 歳以上 5,000 円)未満であり、失業給付以外の収入がある場合はすべての収入を合算して収入基準額を満たし、その他の認定要件を満たせば認定可。(ただし、待期間・給付制限期間は一時的な収入減少とみなし被扶養者にはなれない。)</p>
3	収入の多少に係わらず、認定対象者が他健保制度の被保険者資格を有していないこと。	●パート・アルバイトなどでも通常勤務者の4分の3以上勤務している場合や短時間労働者でも勤務先の健康保険制度に加入となる場合は、その勤務先の被保険者とするのが原則であることから、被扶養者にはなれない。
4	認定対象者が後期高齢者医療制度の適用を受けていないこと。	●認定対象者が満 75 歳以上の場合、後期高齢者医療制度の適用となる。(65 歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている場合も同じ)
5	<p>被保険者と同居でない者を被扶養者とするとき、次の①②条件をどちらも満たすこと。</p> <p>①認定対象者の年間収入より被保険者からの援助による送金額が多いこと。</p> <p>②1か月あたり送金額が一人当たり 4 万円以上であること。</p>	<p>●送金は現金書留または金融機関を利用し、第三者がみても送金の事実が確認できるようにすること。</p> <p>●送金証明の提出を求められたときはいつでも応じられること。(提出できない場合、認定を取り消す場合があります)※</p>

※扶養から外れる場合は、P3 から「被扶養者異動届(削除)」を提出してください。なお、遡及して扶養から外れる場合があります。その場合、医療費の返還、遡及で国保加入等が発生します。